

2025度 法科大学院

第2期入学試験問題

1 時限

憲法

(論文式)

試験時間 50 分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には解答欄以外に記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答は、必ず解答用紙の解答欄に記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。解答用紙の裏面を使用する場合は「裏面に続く」と記載してください。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 貸与した六法以外の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいませんが、解答用紙の解答欄以外に記入された解答は無効とします。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

[憲法]

つぎの文章を読んで、後掲〔資料〕も参照しながら、設問に答えなさい。

Yは、20××年11月23日午後10時30分頃から、P市が管理する公共の場所である「P市市民公共広場」において、P市長の許可を受けずに、複数の暴走族グループを束ねる「面倒見」という立場から、各グループの構成員約40名と共に、それぞれ所属する暴走族グループ名を刺繍したいわゆる「特攻服」を着用し、顔面の全部または一部を覆い隠して、円陣を組み、旗を立てる等威勢を示して、公衆に不安または恐怖を覚えさせるような集会に参加した。

これに対して、P市長の権限を代行するP市職員Qは、本件集会の現場におもむき、P市暴走族追放条例（〔資料〕参照）に基づき、同日午後10時35分頃、Yらに対して本件集会を中止して「P市市民公共広場」から退去することを命じたが、Yらはこれに従わず、同日午後10時41分頃まで本件集会を継続した。

そのため、Yは、P市暴走族追放条例第18条に基づき起訴された。

〔資料〕 P市暴走族追放条例

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

〔一～六略〕

七 暴走族 暴走行為をすることを目的として結成された集団又は公共の場所において、公衆に不安若しくは恐怖を覚えさせるような特異な服装若しくは集団名を表示した服装で、集会若しくは示威行為を行う集団をいう。

〔八以下略〕

第16条第1項 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

一 公共の場所において、当該場所の所有者又は管理者の承諾又は許可を得ないで、公衆に不安又は恐怖を覚えさせるような集会を行うこと。

第17条 前条第1項第1号の行為が、本市の管理する公共の場所において、特異な服装をし、顔面の全部若しくは一部を覆い隠し、円陣を組み、又は旗を立てる等威勢を示すことにより行われたときは、市長は、当該行為者に対し、当該行為の中止又は当該場所からの退去を命ずることができる。

（次頁につづく）

第18条 第17条の規定による市長の命令に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処する。

設問

あなたがYの弁護人だとしたらどのような憲法上の主張を展開するか。判例の立場を踏まえながら論じなさい。